

令和6年6月10日

令和6年度第3回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和6年6月10日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和6年6月10日（月曜日） 午後2時42分

#### 4. 議案

- 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第14号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第17号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第18号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 議案第19号 令和6年度東青地区農業委員会大会等への要望について
- 議案第20号 令和6年度東青地区農業委員会大会スローガンについて
- 報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	7番 窪寺 洋志
9番 澤田 今日一	10番 中村 美喜雄	11番 成田 貴吉
12番 西澤 清光	13番 西塚 伸	14番 野口 友子
15番 福士 修身	16番 堀内 俊春	17番 三上 紘史
18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹	

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

6番 工藤 隆志	8番 齊藤 光朗	
----------	----------	--

#### 7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	3番 福士 博人
4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	8番 山田 五月	9番 川村 富子
10番 川村 忠則	11番 小泉 作郎	12番 金井 直也
13番 石川 正光	14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸
16番 石村 英康	17番 猪股 康行	18番 出町 鉄昭
19番 細川 隆雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

なし		
----	--	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	小 笠 原 訓 史	事務局 次 長	工 藤 哲 也
事務局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	相 馬 康 宏
主 幹	古 田 正 之	主 査	山 内 武 志
主 事	齊 藤 諒		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。では、議長、よろしくお願いたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただいまから、令和6年度第3回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

7番窪寺洋志委員、9番澤田今日一委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(会長)

ただいまより議案審議に入ります。議案第13号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が6件、賃借権設定が2件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから3ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足のためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大及び新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、2ページの所有権移転申請番号22番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●と申します。申請に至った理由等は、この度贈与を受けようとする農地は、実家の兄の名義で、これまでは実家に住む兄が農業経営主となって耕作してきましたが、私も長年に渡っ

て農作業の手伝いをしてまいりました。申請地は、私の自宅の隣にありまして、これからは兄の協力を得て、妻とともに農業を頑張りたいと思って申請しました。よろしくお願ひします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願ひします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷と言ひます。●●さん本日はご苦労さまでござひます。1点お聞きします。枝豆とアスパラをやりたいという希望のようですが、枝豆について青森県在来品種、毛豆という美味しいのがあります。その他に畑作園芸試験場というのがあるんですけども、そこで開発した新品種で美味しいのが2、3あると思うんですけども、どういふ品種をお考えかお知らせ願ひれぱと思ひます。

○●●●●氏

まだ毛豆の品種とかわからないので、毛豆を主に植えます。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ござひませんか。

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

5番木村ですけれど、これは趣味でやるんでしょ。売るとかそういう事は考えていないでしょ。

○●●●●氏

そうです。商売ではなく。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、3ページの所有権移転 申請番号 23 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きの上、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

どうも、みなさんこんにちは。

私は浪岡在住の●●と申します。本日はよろしく申し上げます。

自分は零細なりんご農家の生まれで幼少期から様々な作業を手伝ってきました。子ども心になりんご作りは大変だなと思う反面、いつかは自分でも作ってみたいと思い描いていた夢を思い出します。学生時代にはりんご産業の振興に関わる仕事に従事したいと思うようになり、気づけば長らくりんご試験場に勤務し、やがて定年退職し現在に至っております。みなさんご承知のように、りんご王国と言われる青森も昨今は後継者不足によりあちこちに放任園が目立つようになり、今後の行く末が気がかりだなと思っていました。

そんな折、居住する町内の方から、「●●、りんごを作ってみないか」とお声がけをいただき、この歳になってからか、という思いも強かったのですが、自分なりに高度な栽培技術を有しているかな、あるいはりんご栽培に必要な農機具の準備、家族の理解などもあって今後の持続的なりんご作りの諸条件も整うということで幼少期からの夢を叶えるため、チャレンジしたいということになりました。

今回購入予定の園地は、地主の高齢化により、りんご栽培を断念するものであり、将来は息子に高度な栽培技術を伝授しながら、専業農家として育てていきたいと考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●さん今日のご苦勞様でございます。2点ほどお尋ねします。

長い間りんご試験場にお勤めだったというお話ですが、当時の場長さんの名前なんかわかるものですか。どういう場長さんと一緒に仕事したか。これが、1点目です。

2点目です。今話題になっている高密度栽培について、もし考えがあれば教えていただきたいと思えます。

以上です。

○●●●●氏

ありがとうございます。りんご試験場には二十数年おりましたので、場長もたくさん移り変わりました。最初の場長は●●●●●●さんでしたけれども、その後●●●●●●さんだとか。当時はですね、2年くらいで場長がどんどん変わっていきますので、ここでそれを全部ご紹介するのは大変ですので、秋谷さんが一番身近なのは●●●●●●さん辺りでしょうかね。

最近、マスコミ等で高密度栽培が公表されたりしておりますけれども、自分的にはなかなか青森、特に浪岡では定着させるのは厳しいのではないかなと。その理由は当然雪害が一番懸念されるということと、最近50ヘクタール超ですかね、日本農業なんかとこのところ浪岡の空港の近く、あの辺りは雪害だけじゃなく、おそらくうさぎを中心にした形の対策に大変な苦勞するんじゃないかなと思いつつ記事を拝見しております、平場の方であれば可能かなと感じますけれども行く末を期待すると共に大変な事が起きそうだなと思っているところです。

○1番（秋谷進委員）

ありがとうございました。頑張ってください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

これは雇用労賃、日雇い人費がゼロなんですけれども一人でやるんですか。

○●●●●氏

女房と息子がいますので、将来的な事を考えながら、息子と共にやるという形で考えていました。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、3 ページの所有権移転 申請番号 24 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

青森市浪岡在住の●●●●と申します。申請に至った理由・動機等は、諸般の事情によりこの津軽の地に参りまして 10 年間経ちました。浪岡に転居したのは令和元年の 6 月です。今年 41 歳になりまして、この 10 年を機に新たな決意を胸に以前から庭先で行っていた家庭菜園を拡大して畑で始めてみたいと考えました。自宅の庭ではイチゴ・パセリ・トマト等の栽培の経験はありますが、広い農地での作業は初めてです。売主さんからは「楽しんでやってみて。教えることは協力します。」との声ももらっていますので、ご指導いただき、地域の耕作方法を学びながら取り組んでいきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願いします。



質問・意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷と言います。●●さん本日はご苦労様でした。

1 点お尋ねします。本格的に野菜づくりをしたいという意向のようですが、作目枝豆を考えているようですが、青森県に枝豆の在来品種で毛豆というのが美味しいのがありますので、その辺を頭に入れていただいて、その他に畑作園芸試験場というのがあるんですけども、そこで開発した枝豆、これもまた美味しいのがあるんですよ。その辺、研究していただいて美味しい枝豆を作っていたらと思います。

技術指導の点では、青森市の農業政策課に相談しても良いですし、うち方の農業委員会、非常にベテランの技術の優れた方いっぱいいますので、相談していただいても良いですし、そういった形で相談していただけて頑張っていたらと思います。ありがとうございます。質問にならなかったね。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

趣味でやる領域なんですよ。

○●●●●氏

はい、そうです。

○5 番（木村孝芳委員）

赤字が6万円前後で出ていますけれども、自営業となっていますけれども、何の自営業ですか。

○●●●●氏

自営業ですか。私は司法書士をやっております。

○5 番（木村孝芳委員）

そちらで収入がちゃんとあるということによろしいですね。

○●●●●氏

はい、そうですね。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

無いようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、3 ページの賃借権設定 申請番号 25 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

●●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

こんにちは。幸畑に在住の●●●と申します。この地域での生活をより豊かにするため、自然と触れ合い様々な出会いを大切に、農業で働く喜びを見出したいと思いました。シャインマスカットを栽培している農家さんより指導やアドバイスを受けながら、これからはあおりり産品支援課さんで開催している講習会等にも参加して良いぶどう栽培をしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷と言います。●●●●さんご苦労様でございます。質問というよりはアドバイスみたいな感じで。

ぶどう栽培に取り組みたいということですが、ぶどう栽培では、うちの方に小泉さん、青森市のぶどう協会の副会長さんが来ておりまして、指導する機能はありますので、いっぱい勉強していただいて、良いぶどうたくさん作っていただきたいと思います。小泉さん、何か一言協会としてアドバイスできることあれば。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、小泉推進委員。

○11 番（小泉作郎推進委員）

小泉作郎と申します。私、青森市ぶどう協会の、秋谷さんは今、副と言いましたけれども会計の方担当しておりまして。細越の栄山というところで栽培する考えのようですけども、うちの方の●●●●さんという方が会長をやっておりまして、それは高田のカトレアという施設の近くです。行ったことありますか。

○●●●●氏

この前、青森市の産品支援課さんでやった講習会に行ったんですけど、そちらで開催されたと思います。

○11 番（小泉作郎推進委員）

わかっているけれど、よろしいですけども、非常に優秀な方です。ぶどう栽培については。お礼をしていただければと思います。

以上です。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

会社員として作業予定日数 200 日、十分両立できる仕事でしょうか。

○●●●●氏

はい。今、働いている職場は定時で 8 時から 5 時までですので、特に残業も多くないので、会社に行く前と会社に行った後と土日とかの休暇を利用してやっていこうかと。

○5 番（木村孝芳委員）

土日は完全に休み。

○●●●●氏

休みです。

○5 番（木村孝芳委員）

それと、トラクターの借用予定あるけれども、型式と馬力数わかりますか。

○●●●●氏

型式と馬力数は、わからないですね。見せてもらったんですけども、素人なものであれがどれくらいの馬力になるものなのか。

○5 番（木村孝芳委員）

運転した事はあるんですか。

○●●●●氏

私はないです。

○5 番（木村孝芳委員）

ないの。これは誰がトラクターを運転するんですか。

○●●●●氏

●●さんに教えてもらいながらですね。今年はまだもう1回、まだ自分運転できないので、1回●●さんにうってもらったんですけど、次からは貸してもらって。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他にございませんか。

はい、野口委員。

○14 番（野口友子委員）

14 番、野口です。今の続きですけども、●●さんとの関係を教えていただけますか。

○●●●●氏

地主さんで●●さんから農地を借りるという状況です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

野口委員よろしいですか。

他に質問ございませんか。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番、安部です。ぶどうの中でどうしてシャインマスカットを選択したんですか。

それとシャインマスカット基本的には露地栽培と理解してよろしいですか。

○●●●●氏

はい、今計画しているのは全部露地ですけれども、5年目以降、この計画には入っていないですけれども、それで上手くいけばハウスとかもやればいいなという考えです。シャインマスカットを選んだ理由は単純にぶどうの中で私が一番好きだったので、シャインマスカットを育ててみたいと思いました。

○2番（安部浩一委員）

もう一つですけど、5年後の収支予算みていますけれども、シャインマスカットって5年後の単価って維持できていると思いますか。

○●●●●氏

5年後、今と全く同じかはわからないけれども、現時点でのサポートセンターに行って教えてもらった価格で計算した感じではこのように計画しましたけれども、5年後まで全く一緒とは確実ではないなというふうに思います。

○2番（安部浩一委員）

シャインマスカットの価格って、私市場にほぼ毎日行っているんですけども、山梨とか県外からきているものって、青森県産と全く違いますよ。色づき、それによって価格が全く変わってきます。

5年後ってシャインマスカットに取り組んでいる農家さん多いので、将来的なもの考えていったら、別な形の品種も考えていった方がいいのではないかな。

○●●●●氏

はい、わかりました。ありがとうございます。参考にします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、小泉委員。

○11番（小泉作郎推進委員）

先程、会計を担当していると言いましたけれども、あれ間違いまして、監事の方をやっていました。

それから、青森県のぶどうの奨励品種はスチューベンとキャンベル。この2種類が奨励品種になっておりまして、シャインマスカットはまだ奨励品種になっておりません。近々好評が続けばあるかと思います。

以上です。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

それでは、●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第14号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、自己所有農地の転用である農地法第4条許可申請が1件です。

今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

右上に議案第14号関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号は2番、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に申請関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページが位置図、4ページが法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページが農地転用計画書、7ページから10ページまでが土地の登記簿、11ページから14ページまでが商業登記簿、15ページ目が浪岡農業振興地域整備計画の変更通知書となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断しております。

農用地区域内農地であるため、農地転用は原則不許可ですが、不許可の例外事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があり、本案件は、農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第15号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が3件であり、その内訳は、所有権移転が2件、使用貸借権設定が1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第15号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号7番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が土地の登記簿となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている」ところの「第一種住居地域」にあるため、転用が原則可能となる第3種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第15号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号8番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が土地の登記簿、7ページ目が土地選定の経緯となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地



であるため、第1種農地と判断されます。

申請地が1種農地であるため、農地転用は原則不許可となりますが、不許可の例外事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であって、第1種農地の場合「この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるもの」という基準があり、本案件は「一般住宅の建築で、女鹿沢字平野の集落に接続して設置されるもの」であり、申請者が「通勤の便が良く静かな場所に住宅を建てたい」と候補地を探していた中で、その目的・条件に合致した土地がなかったとのことから当該農地を選定したものであり、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第15号 関係資料③」と記載している資料をご覧ください。

申請番号9番、申請地は2筆、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目及び7ページ目が土地の登記簿、8ページ目が開発行為許可申請書となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、支所機能を有する青森市荒川情報コーナーからおおむね300m以内の範囲に位置するため、転用が原則可能となる第3種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○5番（木村孝芳委員）  
議長。

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）  
議長、退室したいのですがよろしいですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
退室ですか。

○事務局  
用事があるようで。

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
はい、わかりました。簡単に退室理由を。

○5番（木村孝芳委員）  
森林組合の役員会の方に。

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
そうですか。  
退室を許可いたします。

（木村孝芳委員 退室）

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
次に、議案第16号及び第17号は関連がありますので一括審議の議題とします。  
事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が4件、利用権設定が22件の合計26件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が6ページ、利用権設定の案が7ページから20ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第17号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、11ページから19ページの利用権設定 申請番号29番から44番までの、株式会社ブルーファームは新規就農の法人であり、申請者がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

○9番（澤田今日一委員）

はい、議長。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、澤田委員。

○9番（澤田今日一委員）

入場させる前に事務局に聞きたいことがあるのでお願いします。

このブルーファーム、新規就農というのはわかるんですけど、今もう水田借りていけば作業始まっちゃっているわけなんですよ。もっと早くしないと、今、始まっちゃっていてダメとも良いともなんとも意見言えないで、頑張ってくださいとしか意見言えないんだよ。そうでしょ。そういう既成事実作ってしまってから持ってきてどうするの。もっと早くしないとダメなんじゃないかと言いたいんですけど。

○事務局

こちら、ブルーファームさんの件に関わらずなんですけれども、今回の案件に関して言いますと農作業受委託を事前にされている方になります。改めて機構を通して利用権を設定することに

なります。

○9 番（澤田今日一委員）

じゃあ、その作業受委託している時点で新規就農になるんじゃないの。

○事務局

新規就農の場合、土地の利用権設定者が農家として、利用権設定者の名前で販売となるわけですね。改めて今回は、ブルーファームさんが利用権設定を受けてブルーファームさんの名前でご商売されるという形になるので、新規就農でご商売されるのはブルーファームさんということで新規就農の扱いとしていました。

○9 番（澤田今日一委員）

本当は作業始まる前から新規就農やらないとダメなんだ。例えば3月過ぎれば、水稲なら作業始まるわけだ。そここのところ出てくるなら何ら問題ないけれど、今、もう播種も終わってしまってそういう時期に。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

澤田委員、ブルーファームさんと別に今日農業政策課さんも来ていますので、先に農業政策課さんの意見を聞きたいと思います。

○事務局

というのも、これ実は農業委員会で受けるのではなく農業政策課の方で受けている内容なので、中間管理機構で受けるので、その時期を早めて欲しいというのは、こちらの要望として伝えておきます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

委員のみなさんよろしいですか。先に農業政策課さんの意見を聞きたいと思いますので、農業政策課さんを入場させてください。

（農業政策課 入場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

澤田委員、もう一度農業政策課さんに質問お願いいたします。

○9 番（澤田今日一委員）

事務局の方に聞いたのは、まずブルーファームさん、これ水稲やるんだけど、水稲の部分で言

えば、もう作業始まっちゃってるわけ。始まっちゃってから、我々のところに来て頑張ってくださいとしか言いようがないっていうの。良いとも悪いとも、あと言いようがない。ダメです、ここ悪いとか言えない。だからもっと早く、3月中頃、ギリギリ3月末あたりまででも出てくれば、そうだなと思うんだけど。そういう案件だと思うんだよね。今出てきても我々はブルーファームさん頑張ってください。あと、何も言えないよね。

そこのところどうなのかって聞きたかったんです。

○農業政策課 森内技師

農業政策課の森内と申します。よろしくお願いします。

今回ブルーファームさんの案件だったんですけれども、特定農作業受委託で実際、澤田委員が言われているようにやっているところが多くあります。どうしても、農地中間管理事業の手続き上、契約の手続きが一旦農業政策課の方に契約書一式が提出された後に、機構との協議というか、市から機構の方に協議をして、その結果が返ってきたのが令和6年5月20日になっているんです。それから、農業委員会さんの方の申請となると5月24日の締切となっていて、6月の案件に提出したという流れになっていると思います。

○9番（澤田今日一委員）

それはそれで流れとしては良いんだけど、私としては3月中には出して欲しい案件じゃないかなと思う。今になってしまえば、何も言えないもの。

わざわざ来てもらって、頑張ってくださいしか言えないもの。色々事情あるだろうけど、極力、もっと作業開始前に終わるようにしてもらえれば皆納得するんじゃないかな。

以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

農業政策課さんの意見聞きました。ブルーファームさんを入場させてください。

（株式会社ブルーファーム 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

株式会社ブルーファームの●●と申します。申請に至った理由は、以前から農業に興味がありまして、なかなか行動に移す機会がなかったんですけれども、新規就農セミナーなどに参加してみて、スマート農業や支援制度があることを知って挑戦したいと思って始めました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷と言います。●●さん本日はご苦勞様でございます。2点程お尋ねします。

まず、●●さん農作業の経験があるかどうか。どういう経験があるか、その辺ちょっと紹介してもらえれば。

あと、2点目ですね。構成員の名前出ております。●●さんと●●さんが構成員になっているようですが、もし差し支えなければ、●●さんとの関係お知らせ願えればと。

以上です。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

農業経験ですが、木造の方に親戚がいて、米農家で10町歩ほどやっています。そのお手伝いを一連の流れで作業させてもらって、大豆に関してはアグリーンハートさんという会社があるんですけども、そこで勉強と指導させてもらって今学んでいる段階です。

私、●●●●と●●は夫婦関係で、●●●と●●はかみさんのお父さんとお母さんなんですけれども、そっちの方の実家が木造でそれのお手伝いでいつも行っていました。

○1番（秋谷進委員）

姑さまですね。はい、ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。3点ほど聞きたいんですけども、スマート農業に対してのトラクター等の支援制度を使うということですけども、法人にしているのもそれに対する資金ですよね。すべて補助に頼るのか、それ1点。

スマート農業って大変な話で、通信とか長けていなければ、絵に描いた餅になってしまうので、その辺の通信環境を整えるのは大丈夫なんですか。

あと、初期投資にだいぶお金かかるんですけども、今始めたばかりで、会社自体の自己資金の金額とは言いませぬけれども、占める割合はどれくらいを考えていらっしゃるのか教えていた

だきたいです。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

スマート農業に関しては、自動操舵トラクターを取り入れたいと思ってはいたんですけど、通信に関しては勉強不足でした。通信の導入というところでは勉強不足で、スマート農業の機械を取り入れて、ドローン播種とかそういうのを強化したいと思っていました。

○2 番（安部浩一委員）

大変申し訳ないんですけども、スマート農業の講習とかに出ているらっしゃるのであれば、トラクター買うよりも、まず大事なのは通信設備を充実していかなければ、トラクターも絵に描いた餅。全然使い物になりません。

それって、機材ばかり入れて、肝心なもの、まあ経験不足だってこれから事業やっていく中で16 町歩ですけど、大丈夫なんですか。そこら辺、スマート農業って流行りに乗って取り入れて、それ結局全部補助ですよ。補助事業でお借りしてやるって形になるんでしょ。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

補助事業だけ頼るわけではなく、銀行さんの融資を受けながら、自己資金も加えてやっていきたいと思っていました。頑張ります。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

安部委員よろしいですか。

○2 番（安部浩一委員）

そこはわかりました。あと、初期投資の。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

初期投資に関しては、運転資金はなかなか莫大な投資がかかるので、それこそ銀行さんと相談しながら始めていく段階であります。

○2 番（安部浩一委員）

政策銀行さん。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

そうです。はい。

そのために新規就農にならなければ、お話できない状態だったので。

○2 番（安部浩一委員）

ちなみに、政策銀行さんの話ですけれども、政策銀行の一人当たりの融資実績ってご存知ですか。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

いや。

○2 番（安部浩一委員）

100 万ですよ。新規 100 万。法人でも 500 万でるかでないかですよ。それも貸すかどうかわからないし、融資も相当日数かかります。それでいて大丈夫なんですか。

個人でやっているのと違って、法人って辞めた時に莫大な農地がさらされるわけですよ。それを心配しているんですよ。以前にも、わずか 1 年で辞めた方もいらっしゃるし、個人と違って法人って本当に拡大していくことはできるけど、さらされたときそれ心配なんですよ。農業委員会としてもさらされた農地困るわけですよ。そこら辺は大丈夫なのかなって。そういうのでお伺いしているので気を悪くしないでください。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

すみません。ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、成田委員。

○11 番（成田貴吉委員）

11 番成田です。今日のご苦勞様です。これからも頑張ってください。

お聞きしたいことがあるんですけども、まず 1 点目が会社の設立日、資本金、役員の方が 4 人ほどいらっしゃるんですけども、その株主の出資に対する割合をお願いします。

あと、出荷先の水稲の方がオプティムアグリ・みちのく。みちのく銀行さんの子会社ですよ。違いましたっけ。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

ちょっと、そこはわかりません。

○11 番（成田貴吉委員）

こちらの方に出荷になって、大豆の方は黒石のアグリーンハートになっているんですけども、こちらの会社からの出資もあるかお聞きしたいんですけど。



○株式会社ブルーファーム ●●●●氏  
会社の設立日は、令和5年8月23日に設立しています。

○11番（成田貴吉委員）  
資本金は。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏  
資本金は100万円程度です。

○11番（成田貴吉委員）  
株主の、たぶん、お父さんとお母さんが株主になっていると思うんですけども、それはどう  
いう割合で。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏  
半分。半等分って感じで。

○11番（成田貴吉委員）  
そうすれば、●●さんが。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏  
そうです、50%。  
お父さんとお母さんと二人で50%という感じです。

○11番（成田貴吉委員）  
そうすれば、25%、25%くらいで。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏  
はい。

○11番（成田貴吉委員）  
わかりました。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏  
アグリーンハートさん。

○11 番（成田貴吉委員）

勉強しに行ってそのまま大豆を受け入れてくれる。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

そうです、100%買い取り、出荷で。

○11 番（成田貴吉委員）

オプティムアグリ・みちのくさんは確か、スマート農業の機械とか入れている。こちらの方は  
水稲とかも買い取ってくれる。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

ここにも 100%出荷します。

○11 番（成田貴吉委員）

売り先とかは、みちのくさんは持っているのかな。持っているから買い取ってくれる。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

そうです。はい。

アグリーンハートさんとオプティムさんからの出資というものはないです。業務連携だけです。

○11 番（成田貴吉委員）

そこはなくて、自己資本 100 万円ですべて、16 町歩の田畑を耕す。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

そうです。

○11 番（成田貴吉委員）

わかりました。頑張ってください。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、澤田委員。

○9 番（澤田今日一委員）

9 番の澤田です。

先程、安部委員からの質問があって、途中で投げたっていうか、そういう人の田んぼも借り受けたって、そういう事だよ。

それも一つ心配なんですけれども、営農計画書の収穫量なんです。収穫量 1 反歩あたりの収穫量が 5 年目も 1 年目も同じなんだよね。レベルアップが何も見えないということになるわけ。1 年目からだいたい 10 俵ってみている。5 年目も 10 俵とみている。1 年目が 7、8 俵であって 5 年目が 10 俵っていうなら話はわかる。これはちょっと 1 年目の計画はあまり数字盛ったんじゃないかと見えちゃうわけ。それで、今播種して、今の状況をみてどれくらいだと想定していますか。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

8 俵くらいだと想定しています。

○9 番（澤田今日一委員）

かなり盛っているな。

これから良い時もあるし、悪い時もあるし、もう始まっちゃったし、頑張ってくださいとしか言えないな。

わかっているかな。隣同士だって。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

間違っかけてちゃって、すみませんでした。

○9 番（澤田今日一委員）

何もいいよ。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

間違っ起こしちゃって。

○9 番（澤田今日一委員）

とにかく、頑張ってみてください。

収穫量もおそらく、8 いけばいい方と私もみえています。初めは無理だと思うので。とにかく頑張ってください。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

はい、頑張ります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

安田委員、よろしいですか。

○18番（安田昌樹委員）

もう、聞かれちゃいました。大丈夫です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

議長の私から質問よろしいですか。

同じ地区なんですけれども、農薬費はもらってますか、予算の中に。どういう状況で農薬対策はやるんですか。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

農薬対策ですか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい。いもち病、カメムシ、その他紋枯これからどんどん出てきます。ちょっと教えて頂きたい。

○株式会社ブルーファーム ●●●●氏

農薬対策とはやり方でよろしいでしょうか。この間までは、ハイクリブームを使って除草剤とかを撒いていたんですけれども、今後、オプティムさんとドローンで空中散布する計画になっています。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、わかりました。

他に質問・意見ございませんか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ないようですので、それでは、ブルーファームの●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（株式会社ブルーファーム 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、6 ページの所有権移転 申請番号 20 番及び 21 番の審議を行うにあたり、工藤隆正推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

（工藤隆正推進委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

工藤隆正推進委員を入場させてください。

（工藤隆正推進委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、9 ページから 10 ページの利用権設定 申請番号 26 番、27 番、28 番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、福士博人推進委員の退席を求めます。

（福士博人推進委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士推進委員を入场させていただきます。

(福士博人推進委員 入场)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

はい、成田委員。

○11番 (成田貴吉委員)

11番成田です。

先程のブルーファームの件ですけれども、ここ3ヶ月ほど、法人の新規就農が3件ほどあったと思います。法人となると出資者が誰かということが非常に重要になってくると思いますので、次回からでよろしいので、法人の営農計画書の方に法務局の履歴事項証明書、受付の時に提出されている書類になると思うんですけれども、そちらの方も添付していただければ、会社の役員とか資本金とかすべてわかりますので、法人の場合だけ添付をお願いしたいと思いました。

○事務局

はい、承知いたしました。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

他に質問・意見ございませんか。

ないようですので、それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
次に、議案第18号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は利用権設定が12件であり、個別の内容につきましては、21ページから26ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
これより当該申請について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)  
それでは、本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）  
次に、議案第19号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、議案の内容についてご説明させていただきます。

まず資料ですが、本日卓上に配布させていただきました、議案第19号関係資料 令和6年度東青地区農業委員会大会等要望案と記載された資料をご覧ください。

要望案につきましては、5月23日を締切りとして委員の皆さんから案を募集いたしましたところ、野口委員から提案がございましたので、委員の皆さんにご審議いただきたいと思います。

本日、皆様にご審議いただきまして、青森市としての要望案が決定すれば、東青地区農業委員会連絡協議会の運営協議会において、東青地区各町村からの要望案と併せて協議されることになります。

その後、8月20日開催予定の東青地区農業委員会大会での提案・決議を経て、11月末に予定している県選出国會議員への要望活動を行う予定です。

それでは、要望案の説明に入ります。資料をご覧ください。要望案「農業学習機会の確保」ですが、野口委員からの提案で、要望先は国でございます。

要望文案について、私から朗読させていただきます。

要望内容です。

農業を通し、人間の生命と動植物との関係性などを学ぶことで倫理観・価値観を育み、国民全体の食料・農業・農村に対する理解の養成を図るとともに、農業が国の重要な産業であるとの認識を促すため、若年層が農業に関して学ぶ機会・場を設けていくこと。

という内容となっております。

次に、提案理由について、提案者である野口委員から一言ご説明をお願いいたします。

○14番（野口友子委員）

書いてあるとおりですけれども、農業従事者の高齢化が進んでいて、若い世代の後継者や就農者不足が深刻な問題になっていますので、このままだと私たちの「食」は輸入に頼ることになって、農薬等安全面に疑問が残り、私自身はとても心配なので、この要望を提出することにしました。



○事務局

事務局からの説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、この要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、この要望案のとおり提出することを決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 20 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、引き続き卓上に配布させていただいた資料、「議案第 20 号関係資料 令和 6 年度東青地区農業委員会大会スローガン案」と記載された資料をご覧ください。

先ほどの要望と同様、スローガン案につきましても、東青地区各町村から出されたものを東青地区運営協議会において何本か選び、8 月 20 日開催予定の東青地区農業委員会大会に提案することになります。

スローガン案について委員の皆さんから案を募集いたしましたところ、野口委員からご提案がございましたので、委員の皆さんにご審議いただきたいと思います。

野口委員からは、「農業学習を通じて後継者の育成を！」とのスローガン案をご提案いただきました。

青森市からは、本案の 1 本を提案したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

- 議長（西澤清光会長職務代理者）  
これより、本案について審議します。  
質問・意見のある委員は述べてください。

- 各委員  
(意見なし)

- 議長（西澤清光会長職務代理者）  
本案について、このスローガン案のとおり提出することにご異議ございませんか。

- 各委員  
(異議なし)

- 議長（西澤清光会長職務代理者）  
ご異議なしと認め、このスローガン案のとおり提出することを決定いたします。

- 議長（西澤清光会長職務代理者）  
次に、報告第9号を議題とします。  
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

- 事務局  
本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

- 議長（西澤清光会長職務代理者）  
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

- 各委員  
(了承)

- 議長（西澤清光会長職務代理者）  
次に、報告第10号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が3件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第11号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による解約が8件となっております。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○14番 (野口友子委員)

営農計画書の農作業従事予定日数について

(従事予定日数は150日以上である必要があるのか)

家庭菜園目的での審議について

(家庭菜園目的で3条許可することは違法ではないのか)

○事務局

営農計画書の農作業従事日数について

(必ず 150 日と決められているわけではない)

家庭菜園目的での審議について

(耕作目的であれば面積にかかわらず 3 条審議が必要)

○事務局次長

家庭菜園目的での審議について

(総会の際に呼ばなくてよい方法も検討している)

(全国的に家庭菜園目的でも 3 条審議を行っている)

○事務局長

家庭菜園目的での審議について

(法改定に伴い家庭菜園という言葉の考え方も変わっている)

○9 番 (澤田今日一委員)

下限面積の撤廃について

(小面積から農地取得可能となったことが問題ではないか)

○事務局次長

下限面積の撤廃について

(現状を踏まえてより良い進め方を検討していく)

○4 番 (工藤隆正推進委員)

意見交換会の提案

○事務局次長

営農計画書の記載項目について

(記載項目について委員の皆さんから意見をいただきたい)

○18 番 (安田昌樹委員)

営農計画書の記載項目について

(現状の様式で良いのではないか)

○事務局

農地利用最適化交付金について

長靴と作業着について  
農地パトロール説明会について

○事務局

次回の月例総会は、7月10日（水）午後1時から、場所は「浪岡中央公民館1階大ホール」での開催となりますので、よろしくお願ひします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これをもちまして、令和6年度第3回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。